

# 弁護士報酬説明書(刑事事件用)

令和 年 月 日

\*\* 様\*\*

※この説明書は、委任契約書(刑事事件用)と一体となる重要な書類です。ご不明な点があれば、契約締結前に必ずご確認ください。

また、本説明書と委任契約書の記載内容が矛盾する場合は、**委任契約書の定め**が優先されます。

---

## 1. 総則

### 1. 刑事事件の弁護士報酬

- 刑事事件は結果に「成功・不成功」があるため、委任事務処理に着手する際の**着手金**、事件終了時等に支払う**報酬金**、および**実費・日当**をお支払いいただきます。
- 当事務所では、**違法・不正行為の協力依頼**を一切受け付けません。委任契約書に定める**暴力団排除条項・不正行為拒否規定**にもとづき、弁護士が正当理由で契約を解除する場合などは、本書に定める**返金不可・みなし成功報酬の請求等**の取り扱いがありますので、あらかじめご了解ください。

---

## 2. 着手金について

### 1. 着手金の性質

- 着手金は、**事件等を依頼した段階**で、委任事務処理の開始に対してお支払いいただく**費用**です。原則として**審級ごと**に新たに発生します(例: 起訴前→起訴後→控訴審→上告審など)。
- 当事務所では、\*\*「着手金＝着手時の活動(意見書提出・初公判期日対応等)に対する対価」\*\*と位置づけています。この初動対応完了後は、着手金の返還対象になりません。

### 2. 途中解任の場合

- 途中解任や弁護士の正当理由による辞任があった場合、**原則として着手金の返還はいたしません**。ただし、委任契約書・本説明書の下で定める返金可能なタイミング(活動前・初日など)に限り、一部返還される場合があります。
- 事案が進行するほど返還額は減少し、**着手時の主要活動完了後は返還しない方針**です。解任を検討される場合は、**\*\*必ず書面(文書)\*\***で早めにご連絡ください。口頭のみでは明確な解任意思が確認できず、トラブルの原因となります。

### 3. 他事務所との違い

- 弁護士会旧報酬基準では「着手金＝事件全体の対価」とされ、一定期間返金に応じる例もあるようですが、当事務所では上述のとおり**初動段階での活動が終了した後は返金不可**と明確化しています。

---

## 3. 報酬金(成功報酬)について

### 1. 報酬金とは

- 事件が終了した時点(不起訴・略式・無罪・執行猶予判決・減刑判決など)で、成功の程度に応じてお支払いいただく費用です。
- 起訴前段階→起訴後段階→控訴審→上告審と委任が継続する場合には、**最終審が終了した時点のみ報酬を請求**することが原則ですが、途中解任等があった場合には、その時点までの履行状況に応じて**報酬が発生**することがあります。

### 2. 途中解任の報酬発生

- 委任契約書にもとづき、甲(依頼者)の**違法・不正行為、重大な信義違反**が原因で乙(弁護士)が辞任する場合や、甲が一方的に弁護士の同意なく事件処理を終了させた場合などは、**弁護士が事件を成功とみなして100%の報酬請求**を行うことがあります。
- ただし、弁護士が重要部分の処理をまだ行っていない場合には、**全額請求しない**こともあります。具体例は後述の「中途解約時の基準」をご参照ください。

### 3. 起訴前終結・再燃時の扱い

- 不起訴・不送致(保留処分含む)・示談成立による不立件等で事件終結となった場合、理屈上は再開される可能性はゼロではありませんが、

いったん検察・警察・被害者が決定した時点で事件は終結したものとみなします。

- 万一、後に同一事案が再燃した際には、その時点でお支払い済みの報酬金を返還し、再度着手金・報酬金を設定しなおす場合があります（委任契約書・本書に特約がある場合を除く）。

---

## 4. 実費について

### 1. 実費の内容

- 収入印紙代・郵便切手代・謄写料、交通通信費、宿泊費、その他事件処理に必要な費用が含まれます。保障金・保管金・供託金なども必要に応じてお預かりします。
- 謄写料は白黒 1 枚 10 円、カラー 1 枚 50 円で計算し、**事務所保管の記録を基準に精算**します。領収書が取得できるものは、精算時に領収書の写し等をお渡しします。

### 2. 職務上請求書類・弁護士会照会

- 戸籍・住民票(1 通あたり郵送料込みで 1000 円弱)、弁護士会照会の回答(1 回あたり 7000 円強)なども**実費として依頼者負担**です。
- ただし、委任契約書第 10 条第 6 項の定めに従い、乙が業務上取得した**原本・写しを依頼者に交付せず、内容も説明しない場合があります**。あらかじめご了承ください。

---

## 5. 日当について

### 1. 日当の発生要件

- 弁護士が遠方への出張や現地対応を要する場合に発生します。移動時間・往復時間・待機時間を含む「出張時間」が 1 時間を超えた時点で 1 万 1,000 円、さらに 1 時間ごとに 1 万 1,000 円が加算されます(21 時～翌 9 時は 1 時間あたり 2 万 2,000 円)。
- グループの行動(示談交渉→事務所で報告書作成→検察庁提出→再度面会→釈放手続など)も**一連の流れとして積算**します。

### 2. 緊急時の対応

- 原則として事前に依頼者と協議し、出張日当をご了承いただいたうえで出張します。
  - ただし、**緊急やむを得ない場合**(裁判所から急に出頭要請があったが依頼者に連絡がつかない等)は、弁護士判断で出張し、**後日説明のうえ日当を請求**します。出張前または後に郵便・メール等で速やかにご報告します。
- 

## 6. 途中解約の場合(着手金返還基準・成功報酬の発生等)

### 1. 原則

- 中途解約があった場合は、**委任契約書の規定**に加え、本書で定めるとおり、弁護士が実際に処理した範囲・進捗状況等を考慮して精算します。
- 報酬基準 43 条 3 項などにいう「**弁護士に責任がないにもかかわらず依頼者が一方的に事件を終了**」「**依頼者が故意・重大過失により事件処理を不可能にした**」など、**依頼者の重大な責任**がある場合には、下記ルールにかかわらず、**着手金返還なし・みなし成功報酬 100%請求**が可能となります。ただし、まだ弁護士が重要業務を行っていない場合は全額請求しないこともあります。

### 2. 起訴前事件(身体拘束・在宅)

- 具体的に着手金返還率や報酬発生時期を以下で示します。
- **身体拘束事件**の場合、**弁護人選任届提出前に解任**→着手金 80%返還、**選任届提出後初日から3日目まで**→着手金 50%返還。4 日目以降は返還なし、日数に応じた報酬発生。
- **在宅事件**も同様に、**選任届提出前までは 80%返還**、**提出後初日 50%**、**2 週間以上経過した時点で着手金返金なし**。
- ただし、「**被害者との示談成立後に解任**」「**不起訴・略式の見込みが伝えられた後の解任**」などは **100%の成功報酬**が発生する場合があります。

### 3. 起訴後事件(公判)

- **選任届提出前であれば着手金 80%返還**、それ以降の解任は**着手金 50%返還**、**初回公判期日を経過すれば返還なし**。

- 報酬金は「執行猶予報酬」等を基準に、公判回数に応じて発生する仕組み。ただし、初回期日で結審し判決言渡しのみ残った段階で解任→100%報酬など、実質的に主要業務が完了している場合には全額発生します。

#### 4. 時間制報酬

- 当事務所と「時間制報酬方式」で契約された場合は、解約時点までに要した時間で精算する形となります。

#### 5. 再燃した場合の報酬返還

- 不起訴処分や示談で終了したが、後日再燃・再送検した場合は、当初の成功報酬は返還し、改めて着手金・報酬金を再設定する場合があります。委任契約書の定めに従います。

---

## 7. 振込先口座

- 報酬金のお振込み先
  - 福岡銀行 赤坂門支店(普通)1966782  
「弁護士 鐘ヶ江啓司」(ベンゴシ カネガエ ケイジ)
- 預り金のお振込み先
  - 福岡銀行 赤坂門支店(普通)1966812  
「預り口 弁護士 鐘ヶ江啓司」(アズカリグチ ベンゴシ カネガエ ケイジ)

---

## 8. 最終確認

- 上記の説明を十分理解し、委任契約書および本書の内容に合意していただくことが必要です。
- 違法・不正行為に弁護士を利用しようとした場合、当事務所は即時に契約を解除し、本書で定める通り着手金返還不要・みなし成功報酬の請求をさせていただきます場合がありますのでご注意ください。
- 不明点・疑問点がありましたら、契約締結前に遠慮なくお尋ねください。

(以下、署名欄)

令和 年 月 日

上記説明を受け、了承しました。

ご氏名

印

---